

「障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」 を活用して、ジョブコーチ支援を実施してみませんか？

～ 訪問型職場適応援助者によるジョブコーチ支援を行う場合 ～

訪問型職場適応援助者養成研修を修了した方が、**職場適応援助者（ジョブコーチ）**として障害者に対する支援を実施する場合に、「**障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）**」を受けることができます。



「障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」とは？

◆ 事業主が、対象労働者の職場適応のために、**地域センター※¹**が作成または承認する支援計画で必要と認められた支援を、訪問型職場適応援助者に**無償**で行わせた場合に助成金を支給します。

※¹ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 地域障害者職業センター

◆ 支給額は①と②の合計です。

- ① 支援計画に基づいてジョブコーチ支援を行った日数に、以下の日額単価を掛けて算出された額
1日の支援時間（移動時間を含む）の合計：**4時間以上の日 16,000円 / 4時間未満の日 8,000円**
- ② 訪問型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、初めての支援を実施した場合に、その**受講料の1/2の額**

「障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」を受けることができる事業主は？

◆ 次の①～③の**いずれか**に該当する、障害者の就労支援を行う事業主であることが要件の1つです。

- ① 障害者・就業生活支援センターの指定法人
- ② 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業を行う事業主
- ③ 助成金の受給資格認定申請を行う年度またはその前年度に、支援した障害者の就職件数と職場実習の件数の合計が**3件※²**以上である事業主

※² 同一の方についての就職と職場実習は1件と数えます



障害者就業・生活支援センターの職員でも、受給可能な場合があります

障害者就業・生活支援センターの就業支援員や生活支援員は、国からの委託事業費で支援をしており、これらの支援員として活動している時間は、有償でのサービス提供は認められず、他の業務との兼業もできません。

ただし、**委託事業を実施する日と訪問型職場適応援助者として勤務する日が完全に分かれている場合などで、訪問型職場適応援助者としての活動時間の賃金が委託事業費を原資として支払われていないことが、業務委託契約書、雇用契約書、本助成金の支給申請書などの書類により証明できる場合は、受給可能な場合があります。**



就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）の職員でも、受給可能な場合があります

就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）を実施する法人の事業所に訪問型職場適応援助者を配置する場合は、**各事業の人員配置（最低）基準に定める人員とは別に配置することが必要**です。

なお、その事業所に雇用される方が人員配置（最低）基準を満たしていることを前提として、**各事業におけるサービス提供の職務に従事しない時間帯に、その方が訪問型職場適応援助者の業務に従事することができます**。また、その事業所に配置されている訪問型職場適応援助者がジョブコーチ支援を実施することにより障害者を定着させた場合も、就労定着支援体制加算や就労移行支援体制加算の対象となります。

各事業において人員配置基準に問題がないか確認されたい場合は、各都道府県障害保健福祉主管部局にお問い合わせください。

1 訪問型職場適応援助者養成研修 修了

2 受給資格認定申請

◆ 年度ごとに、支援計画書の策定を行う日^{※3}の2週間前までに申請する必要があります。
 （受付は前年度の2月1日からです）^{※3} 支援計画の策定を実施しない場合は、支援計画の開始日

3 地域センターとの事前打ち合わせ

◆ 「支援予定の対象労働者と対象事業主などの状況」「支援計画の作成」「今後の連携」を中心に打ち合わせます。

4 支援計画の作成・承認

◆ 次の①～⑥の支援内容について検討し、支援計画を作成します。

- ① 支援対象労働者に対する支援
- ② 支援対象事業主に対する支援
- ③ 家族に対する支援
- ④ 精神障害者の状況確認
- ⑤ 地域センターが開催するケース会議への出席
- ⑥ その他の支援

◆ 1つの支援計画は最長1年8か月（精神障害者は最長2年8か月）です。

◆ 作成した支援計画書を地域センターへ

◆ 提出し承認を受けます。

5 支援の開始

6 支給申請



支援計画は、地域センターが作成または承認します

地域センターが作成または承認した支援計画に基づいて支援を行うので、**ジョブコーチとしての専門的な支援を提供することができます。**

支援計画作成前に、事前の打ち合わせを行いますので、余裕をもって**地域センターにご相談ください。**



事業主が初めて訪問型職場適応援助者による支援を実施する場合^{※4}は「ペア支援」^{※5}

事業主が初めて訪問型職場適応援助者による支援を実施する場合は、原則として、地域センターのジョブコーチとともに支援を行います。

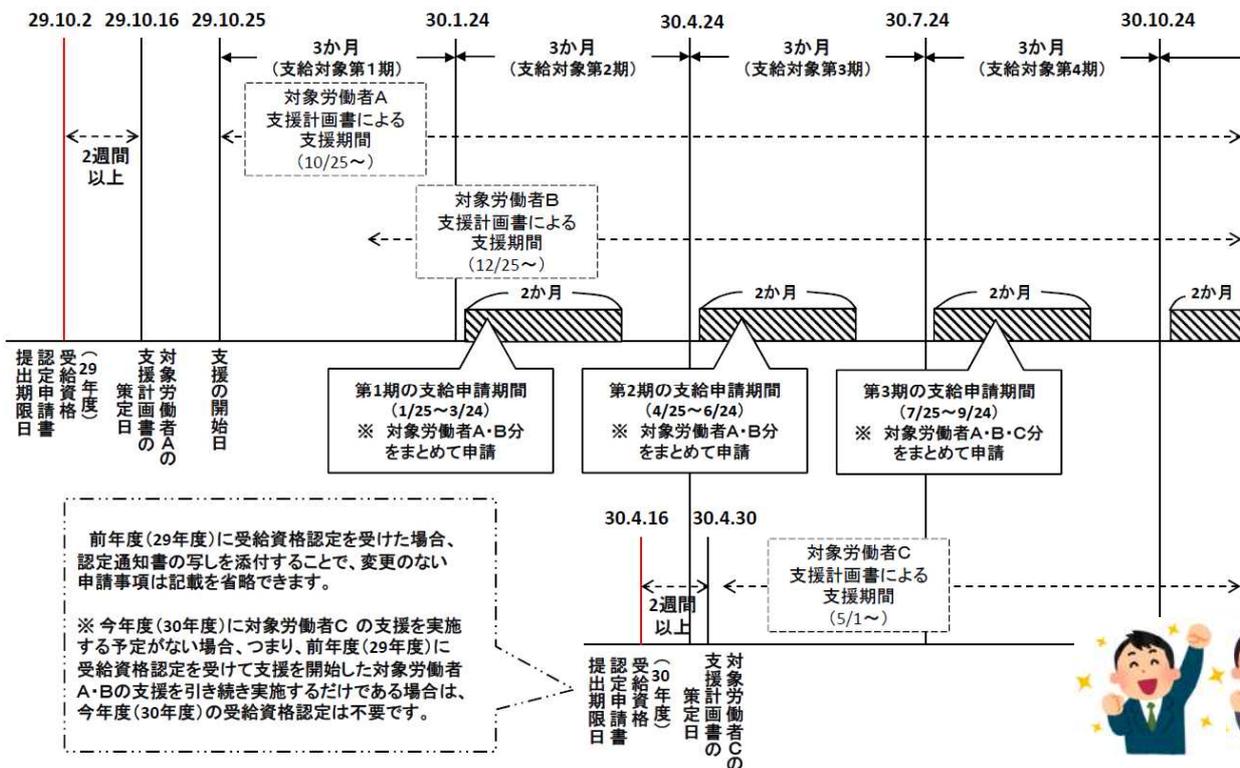
ジョブコーチとしての経験が十分にある方とペアで支援するため、**ノウハウを習得することができ、また困ったことがあっても相談しながら進めることができます。**

^{※4} 事業主が、受給資格認定申請日前5年間に訪問型職場適応援助者による支援を実施したことによって助成金を受けたことがない場合

^{※5} 地域センターが、事業主について、障害者に対する就労支援経験が十分であると認める場合はこの限りではありません。



◆ **具体的な受給手続きの流れ**【支援計画書を策定し、平成29年10月25日に1人目の支援を開始する場合】



◆ 支給対象期は**初めて行う本助成金の支給対象となる支援計画の開始日から3か月単位**で定められます。以後、**新たな支援計画に基づく支援を行い支給を受ける場合の支給対象期も、先に定めた期間と同一**となり、その年度以後も、支援が続く間は同一の支給対象期が適用されます。

◆ 支給要件や手続きの詳細は、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。